



上川路会計通信

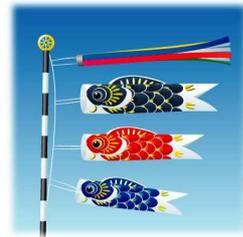
税理士法人 上川路会計

本店 下荒田事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099 - 252 - 7070
Fax 099 - 252 - 6400

支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099 - 223 - 3465
Fax 099 - 223 - 4348



第235号



代表

上川路 長生

ごあいさつ

令和元年

万物に生気がみなぎる緑さす季節、『令和』の幕開けです。新時代の幕開けと10連休で祝賀ムードが広がり令和ブームは湧き上がりました。昭和天皇の崩御で『平成』への改元がなされた前回には見られなかった現象です。前天皇は平成の30年余り、象徴としての望ましいあり方に全身全霊で対応されてこられました。大きな災害の際には被災者のもとへ必ず赴いて寄り添い、また昭和時代の悲惨な戦争の跡を慰霊されて記憶を風化させまいと努められました。

新天皇もこうした身近な皇室の平成流の公務のありようを受け継いでいくとお言葉がありました。国の内外ともに、象徴としての新天皇への期待が大きくなっています。天皇退位の代替わりを受けて急ぎ検討が迫られている積年の課題が、深刻な皇位継承者の先細りです。男系男子だけで皇位をつなげていく事の難しさは、かねてから指摘されてきました。世論の8割が女性天皇を容認していて、新天皇即位でお祝いムードで皇室への関心が高まっている今こそ、天皇制に真剣に国民が向き合うチャンスといえます。

平成時代幸運にも戦争がなく平和だった替りに、相次ぐ大規模な災害、国際的な競争の激化、世界を席卷してきた日本企業の衰退という試練にさらされてきました。さらに令和の時代は急激な人口減少と、いつかは来るといわれる大災害などの課題への対応にも迫られています。平和と繁栄を維持するための強靱な国づくりが待たれます。

新元号に続いて、政府は紙幣の新デザインを発表しました。さらにキャッシュレス化に積極的に取り組むキャッシュレス元年としています。韓国では、買い物物をキャッシュレスで行う割合は9割といわれます。対して日本の現況はわずかに2割程度とほとんど普及していないのです。政府目標は令和7年までに、4割に引き上げようとしています。スマートフォンを使って買い物の際に財布代わりにする決済サービスの利用者がこれからは増えそうです。

先日初めてのパリ観光で訪れていた、パリ中心部にある世界的な観光名所ノートルダム大聖堂で、大規模な火災が

目次

ごあいさつ “令和元年”	…1P
税務カレンダー	…2P
2019年5月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム~PART2~ 今月の担当:福田 孝史朗	…3P
会計・税務のQ & A!	
“ふるさと納税制度の概要と 新しく創設される指定制度”	…4・5P
令和元年初出勤 記念撮影	…5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
KSC主催 セミナーのご案内	…6P
KSC主催 接遇セミナーのご報告	…7P
随想 “『令和の梅』 上川路美恵野”	…8P

発生しました。尖塔の周辺を中心に屋根の3分の2が崩壊する映像にショックを受けました。

ゴシック建築を代表する建物として世界文化遺産に登録され世界から年間1300万人が訪れています。パリを象徴する建物の早急な再建が待たれていますが、マクロン仏大統領は5年以内に再建する方針を表明しました。専門家の中には貴重な遺産の再建には、長期間を要するとの慎重な意見も多数あって賛否両論が巻き起こっています。

ゴルフの祭典マスターズで、米国のタイガー・ウッズが奇跡の復活をとげ、5度目の優勝を果たしました。苦節14年ぶりの大会制覇で、メジャートーナメントでも11年ぶりの優勝でした。ウッズは「人は蘇ることができる」と喜びを爆発させました。世界の頂点から地獄に落ちたウッズの優勝インタビューの言葉は、どんな逆境にあってもあきらめなければ必ず再起できるというメッセージとなりました。

陸上長距離界の名伯楽小出義雄さんが亡くなりました。日本女子マラソンを、世界レベルに高めた功労者でした。小出さんの選手の指導方法は“褒めて夢を持たせる”ことで選手の能力を伸ばす“小出マジック”と言われました。シドニー五輪女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんは、「2020年東京五輪を見ていただきたかった」と師匠に感謝と哀悼の言葉を贈りました。(令和元年5月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



3月決算会社申告書提出

2019年5月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1  天皇の即位の日	2  国民の休日	3  憲法記念日	4  みどりの日
5  こどもの日	6	7 	8	9	10  MOTHER'S DAY	11
12	13	14	15 	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31 	

5月31日まで

- ・3月決算法人の確定申告
- ・9月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 6月決算法人 第3四半期分
 - 9月決算法人 第2四半期分
 - 12月決算法人 第1四半期分
- ・消費税の年税額が4,800万円超の2、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- ・確定申告の際の延納届出に係る延納税額の納付
- ・3・6・9・12月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

5月7日まで

- ・4月申告分書類提出締切

5月10日まで

- ・源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日まで

- ・特別農業所得者の承認申請

5月中において都道府県の条例で定める日

- ・自動車税の納付
- ・鉦区税の納付



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

3月決算法人の確定申告と納税

3月決算法人は、法人税・消費税の確定申告・納付、法人事業税・法人住民税等の申告・納付があります。また、決算後の配当金の支払いに関しても、税務署に提出する支払調書の作成、配当金からの源泉徴収・納付事務がありますので注意しましょう。

9月決算法人の中間申告

9月決算法人は、法人税の中間申告の時期です。中間申告には、前年度の法人税額の2分の1を申告・納税する予定申告と、仮決算による申告の2つの方法がありますので、選択可能であれば、自社の業績や事務負担上有利な方を選択しましょう。

個人住民税の特別徴収の準備

個人住民税の税額は、毎年6月に切り替わります。各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って、事前に給与台帳や給与計算表への転記、給与ソフト等のデータ変更を行っておきましょう。

夏季賞与の検討と情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょ。

障害者雇用納付金の申告

平成30年4月～平成31年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

職員コラム

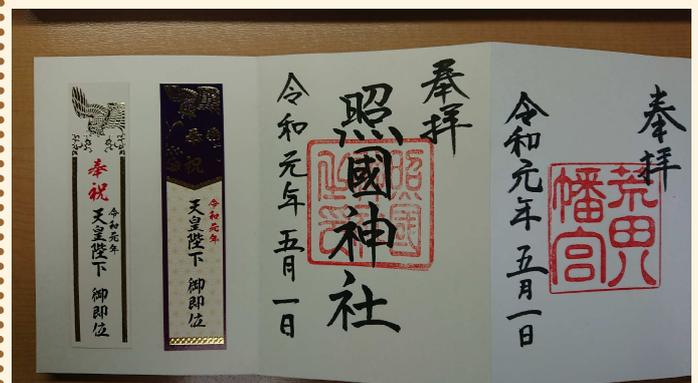
このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつおすすめのスポットや憧れの場所などを紹介していきます。
～PART2～ お出かけの際の参考にいただければ幸いです

おすすめスポット（あこがれの場所・行きたいところ）

：御朱印帳

今月の担当：経営支援部 福田 孝史朗

御朱印を集めるために神社やお寺を参拝する方が増えています。また、令和への改元に伴いゴールデンウィーク中の寺社の御朱印受付は大行列でした。御朱印はもともと写経を奉納した証として頂く証書を指していましたが、現代では写経を納めなくても参拝のしるしとして御朱印を頂くことができます。御朱印の魅力は寺社名・日付が手書きされ朱印が押されご利益を帰宅後も感じるができることです。ただ、コレクションするのではなく有難みを感じ、手を合わせながら日頃の生活が神仏に恥ずかしくないように生きたいものです。



会計・税務のQ & A !



テーマ

『ふるさと納税制度の概要と
新しく創設される指定制度』

ふるさと納税制度は、2008年（平成20年）5月に「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、
「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。
ふるさと納税制度の概要と新しく創設される指定制度についてご紹介します。



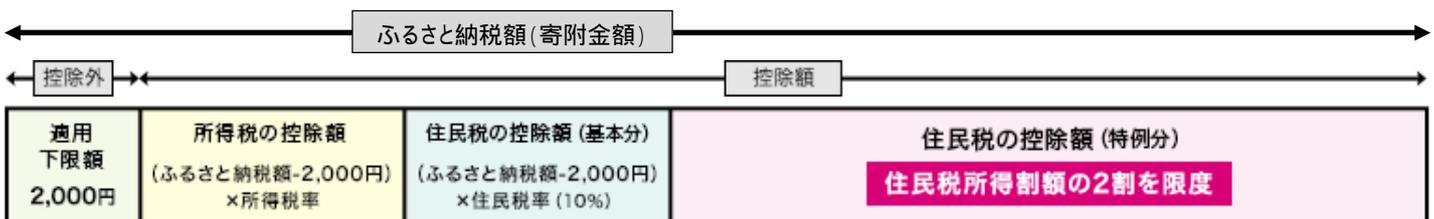
ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度は、自分の生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域や、これから応援したい地域の力になりたいという思いを実現し、「ふるさと」へ貢献するための制度です。

住所地へ納税する住民税を実質的に移転する効果がある仕組みですが、寄附金税制を活用しているので、法律上は、寄附とそれに伴う税の軽減を組み合わせたものです。

都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。例えば、年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除されます。

控除のイメージ～総務省ホームページ参照～



控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に確定申告を行うことが必要です（原則）。
確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)があります。

ふるさと納税の高額返礼品問題！



ふるさと納税を行った人は、2015年度は43万6千人でしたが、ワンストップ制度の導入後の2016年度は129万9千人となり、2018年度には、295万9千人まで増えています。

ふるさと納税を行う人が増えている理由として、ふるさと納税により、税金が控除されるうえに、各自治体から寄附金額に対する返礼品を受取ることができるため、魅力的な制度となっていることがあげられます。返礼品は、地域特産の農畜産物や海産物、地元で作られた工業製品など多種多様です。

より多くの寄附金を集めようと各自治体の豪華返礼品競争が激化し、たびたび問題視され、幾度か総務省から過熱する高額返礼品や高還元率返礼品に見直しの注意が行われました。これまで総務省が発表した見直し対象品の内容は、「ふるさと納税の返礼品を寄附金額の3割以下に抑える」ことや「高額な返礼品、家電、パソコンやタブレット、自転車、宝飾品など」、「換金性の高い、商品券や金券や感謝券」などです。

しかし、返礼品競争の状況は悪化の一途をたどっており、ついに総務省は法規制に踏み切り、この度ふるさと納税制度の見直しが決定されました。

それが、2019年6月1日以降に創設されるふるさと納税に係る指定制度です。

地方税法等の一部を改正する法律の成立により、2019年6月1日以降、**ふるさと納税に係る指定制度**が創設されます。

新制度のふるさと納税に係る指定制度は、総務大臣が**下記** の**基準**に適合した地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する仕組みです。

新制度への参加の申請締切日4月10日までに申請したのは東京都を除く46道府県と1741市区町村です。**6月1日以降の寄附は、総務省の指定を受けた自治体でなければ、税制優遇を受けられなくなります。**

総務省は申請した各自治体の昨年（2018年）11月以降の返礼品を調べ、4月に告示された返礼品などの基準（下記）に適合しているかどうかの確認作業を本格化し、引き続き制度に参加できる自治体を5月中旬に指定する方針のようです。

ふるさと納税に係る指定制度の適合基準

寄附金の募集を適正に実施する地方団体

（ の地方団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体

- ・ 返礼品の返戻割合を3割以下とすること
- ・ 返礼品を地場産品とすること



対象団体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、指定対象期間は毎年10月1日からその翌年9月30日までの期間とします。

ただし、2019年度にあっては、原則として指定対象期間を2019年6月から2020年9月30日までの1年4ヶ月とし、総務大臣が指定を受けようとする地方団体について当該1年4ヶ月の期間を指定対象期間とすることが適当でないとする場合には、2019年6月1日から同年9月30日までの4ヶ月間とします。新制度が定着した後は、毎年度の決算の数字をもとに、10月から1年区切りで指定を更新します。



～ 令和元年初出勤 記念撮影 ～



令和の時代が幕を開けました。今年は世の中がすべて変わる時代の幕開けの年と位置づけています。私達の事務所も大きな転換期にきています。私達は若々しい、向上心を持って経営理念『恕』のもとに、時代の変化に立ち向かいお客様に本当にお役に立てる信頼される会計事務所を目指して、日々精進してまいります。

令和元年五月七日

税理士法人 上川路会計一同

企業防衛対策のおすすめ

国税庁が 法人向け定期保険の新たな税務上の取扱い(案)を発表しました！

国税庁は、4月11日、法人向け定期保険の税務上の取り扱い等を定めた法人税基本通達等の改正案に対するパブリックコメント（意見公募）の手続を開始しました。（5月10日募集締め切り）

近年、多種多様な保険商品があり複雑さを増してきている現状を踏まえて、昨年より金融庁が「保険会社」に立ち入り検査を実施し、その結果として今回の改正案の意見募集となりました。

長期定期保険に関わる種類の保険について、ピーク時の解約返戻率によって3区分に分け、それぞれ異なる税務上の取扱いを案として示しています。

具体的には...

ピーク時の解約返戻率が50%を超える長期定期保険等に係る支払保険料については、全額損金を認めず資産計上することになります。

また、旧来の同種保険に関する既存の契約に関する税務上の取扱いについて遡及して処理することは求められておりませんので、現時点で既存契約についての会計処理等の変更は必要ないと思われま
す。

今回の改正案は、意見募集期限終了後、提出された意見などについて検討を行った後に正式に発表になる予定です。

正式な通達が発達された後、事務所通信紙面にて具体的な会計処理なども含めてお伝えいたします。ご不明な点、ご心配な点があればお問い合わせください。



税理士法人 上川路会計では、関与先様の永続的な発展を願い、「事業保険」の指導、相談を行うために保険会社と <代理店契約> <パートナー契約> を締結しています。

日本生命保険相互会社

エヌエヌ生命保険株式会社

大同生命保険株式会社

損保ジャパン日本興亜
ひまわり生命株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社



第11回 KSCセミナーのご案内～働き方改革～

『働き方改革』

講師: 社会保険労務士法人 内村・帖佐事務所
代表社員・社会保険労務士 **内村 建吉** 先生

平成30年の働き方改革関連法案の成立により「残業時間には初めて罰則付きの上限規制」が設けられ、正規職員と非正規職員の待遇格差の改善を図る「同一労働同一賃金」の導入がされました。

中小企業にも対応が迫られるこれら関連法令の内容について分かりやすく解説致します。ぜひ、ご参加下さい！

日 時	令和元年7月10日(水) 14:00～16:30 (受付開始13:30～)
会 場	かごしま県民交流センター中研修室 第1(東棟3F) 鹿児島市山下町14-50 TEL 099-221-6600
参 加 費	未定



消費税改正直前対策セミナー・事業承継セミナーのご案内

第一部 消費税

講師: 鹿児島税務署 法人課税第一部門
坂本 明広 氏

第二部 事業承継

講師: 吉田経営 CPAチーム

日 時	令和元年8月6日(火) 14:00～16:30
会 場	宝山ホール 第3会議室(定員100名) 鹿児島市山下町5-3 TEL 099-223-4221
参 加 費	無料

セミナー内容の詳細は決定次第、当事務所通信やホームページでご案内いたします。



第10回KSCセミナー 接遇セミナーのご報告



講師: (株)HALビジネス 代表取締役 **春田 尚子** 先生

セミナー内容

- ・ 働き方 ・ 身だしなみ ・ 挨拶
- ・ 言葉遣い(発声、話し方、正しい日本語)など

～上川路会計職員 参加者の感想～

日頃お客様へは失礼のない態度や配慮、立ち振る舞いをしていたつもりですが、実は違っていたことに気づくことができ、自分に足りない点、改善すべき点を痛感し、非常に貴重な体験をさせて頂いたと感謝しています。

マナーは「相手を思う思いやりの精神」であると同時に、マナーを「人を測る尺度にしない」という講師の言葉も響きました。 岩下

平成31年3月27日(水)、4月17日(水)に県民交流センターにて、第10回KSCセミナー 接遇セミナーを開催いたしました。

お忙しい中、たくさんのご出席をいただき、ありがとうございました。セミナー参加者からは、「新社会人ではありませんが、会議での間違いや社会のマナーを再度確認できて本当によかったです。」や「その場に応じた言葉遣いや作法など忘れていたことも多く、適切なビジネスマナーを身に付けて接遇するよう心がけます。」などの感想をいただきました。

3/27の接遇セミナーに参加しました。

名刺交換や電話対応、敬語の使い方などあらためて気づかされることも多く顧問先等での自分の行動を顧みるきっかけになりました。お客様との関係を築く上で、基本的なあいさつやマナーがとても大事だと感じました。

岩野

平成から令和へと十連休の間に移り変わりました。新しい時代を寿ぎつつ平成最後の決算作業を進める五月です。

改元と時を同じくして新しい紙幣のデザインが公表されました。その中で五千円札の「顔」として選ばれたのは津田梅子でした。明治4年に7歳で岩倉遣外使節とともに日本初の女子留学生として渡米し、帰国後は女子教育に生涯携わり、現在の津田塾大学の前身となる女子英学塾を創設しました。

ちょうど「西郷どん」と同時代ですから、女子の教育の機会はかなり限定的であり、また男性にしてみてもついこの間まで鎖国下にあって海外に行くという発想自体が珍しい時代です。その時代に幼い娘を留学させようと決めた親も英断ですが、しり込みした姉に代わって「行きたい」と申し出たという梅子の度胸と好奇心は驚くべきものがあります。

さて、約150年の時が流れて令和元年度となる東京大学入学式の祝辞で女性学の第一人者である上野千鶴子氏が女子学生の置かれている現状について触れて話題になりました。

入学式の祝辞としていかなものか、という声も多くありましたが、各メディアでこぞって取り上げられていた点も含めて問題提起の効果はあったように思います。

その中で四年制大学進学率の男女差についても言及していましたが、鹿児島ではより一層その差が大きいと言われています。男女の教育格差が大きい土地柄であるようですが、一方で日本初の女子帝大生は鹿児島の出身です。

津田梅子が米国留学したのとほぼ同じ明治6年に生まれた丹下ウメ博士は41歳の時、東北帝国大学に日本初の女子学生として入学し後に農学博士の学位を受けました。山形屋近くに学位帽をかぶった胸像があります。かつてこの女性は誰だろうと思って調べて丹下博士のことを知り、幼少時の事故で片目を失いつつも学業に励み日米で学位を取得した努力に感銘を受けました。

女子教育の道を切り拓いてきた二人の「梅」の名を持つ先駆者が現代の女子学生を見たら格差がいまだに埋まっていないことを嘆くのかもしれません。梅の花の宴に出典を持つ令和の時代では格差など過去の話として語れるようになることを期待しています。

上野氏の祝辞の中で女子教育の必要性を訴え続けるノーベル平和賞受賞者マララ・ユスフザイさんのお父さんの「娘の翼を折らないようにしてきた」という言葉が紹介されていました。

五月五日は子どもの日です。元々は男の子の節句である端午の節句の日ですが、現代では男女等しくすべての子供の健やかな成長を祝う日となっています。子供は男の子も女の子もその身に翼の素を持って生まれてきます。向上心の赴くままに未知なる世界に飛び立つ強い翼を育む手助けをするのが、昭和生まれの大人の役目であると一層感じる新時代の幕開けです。



走り出す子ら万緑の風受けて

美恵野

編集後記

10連休の間に令和の新しい時代を迎えました。令和グッズが続々と登場し、お祝いムードが高まっていたね。令和に込められた思いのように、希望に満ちあふれた新しい時代となりますように。

連絡先：税理士法人 上川路会計

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集委員 上川路美恵野 赤塚 福留 清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば(税)上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

